

生駒市地域防災計画
【災害対応マニュアル編】

災害対応マニュアル編 目次

第1章 災害対応の体制	1
第1節 風水害配備体制.....	3
第2節 地震災害配備体制.....	9
第3節 原子力災害配備体制.....	16
第4節 その他の災害配備体制.....	20
第2章 災害対応のコーディネート	23
第1節 情報収集・整理・伝達.....	25
第2節 緊急輸送体制の整備.....	27
第3節 受援体制の整備.....	29
第4節 支援体制の整備.....	31
第5節 災害救助法の適用.....	32
第3章 生命を守るための対策	35
第1節 避難行動.....	36
第2節 消火・救助・救急、水防活動.....	41
第3節 医療・救護活動.....	44
第4節 二次災害防止活動.....	46
第5節 事故対応.....	51
第4章 生活を守るための対策	53
第1節 避難生活支援.....	55
第2節 物資の供給.....	57
第3節 災害時要援護者支援.....	59
第4節 行方不明者の捜索及び遺体の火葬等.....	60
第5節 防疫、保健衛生.....	62
第6節 廃棄物の処理及び清掃.....	65
第7節 ライフラインの応急復旧.....	69
第5章 復旧への足がかり	71
第1節 住宅応急対策.....	73
第2節 文教対策.....	77
第3節 文化財の応急対策.....	80
第4節 ボランティアの受入れ.....	81
第5節 義援金、救援物資の受入れ.....	82
第6章 災害復旧・復興計画	85
第1節 公共施設の災害復旧.....	87

第2節	企業等の再建支援	89
第3節	被災者の生活再建支援	91
第4節	災害復旧・復興	94

■災害対策本部の事務分掌（班別）

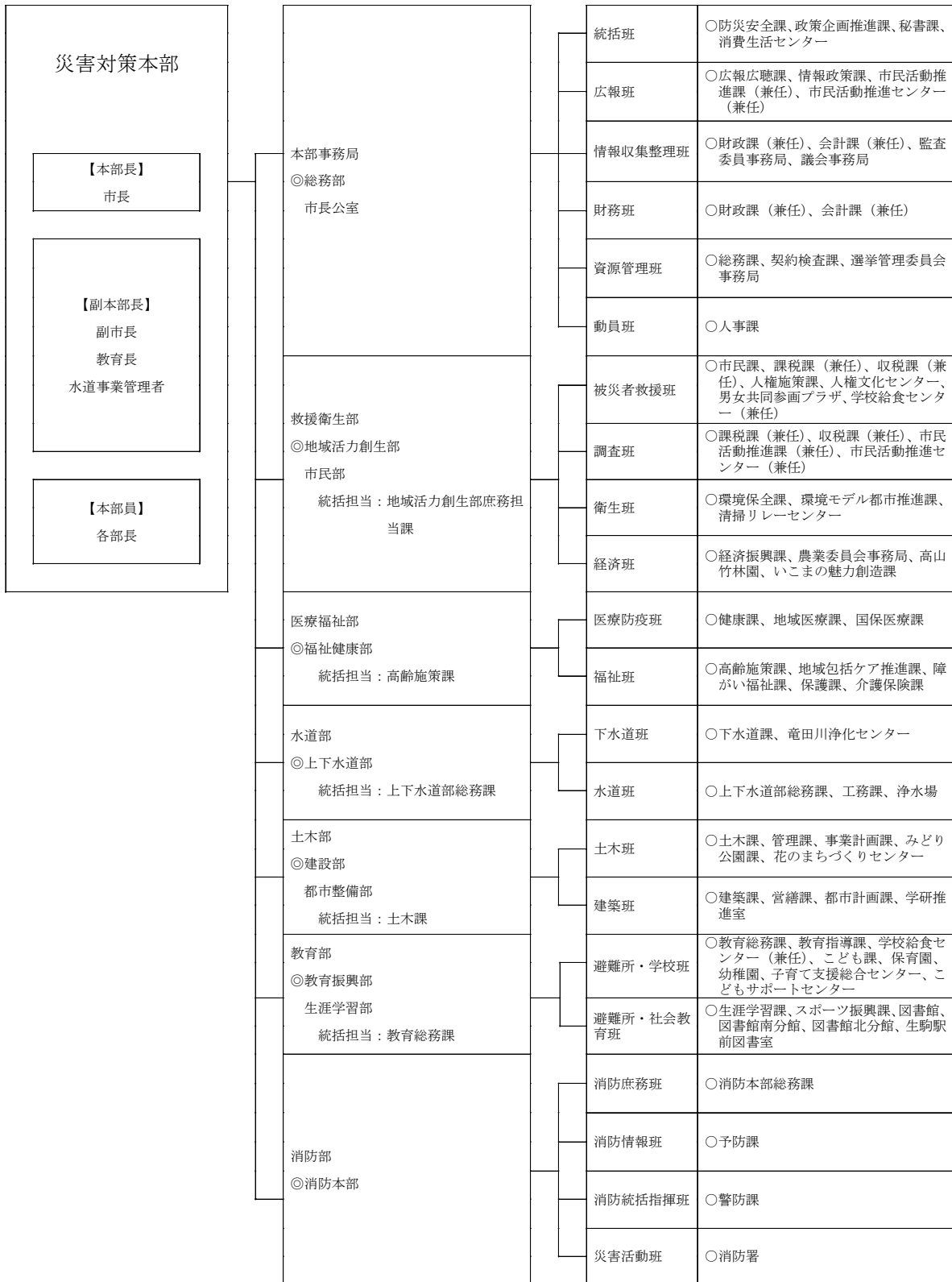
部	班	構成	所掌事務
本部事務局	統括班	防災安全課、政策企画推進課、秘書課、消費生活センター	気象・水位等の情報収集（p3）
			職員の配備・動員（p5、9、16、20）
			災害警戒本部の設置・運営・閉鎖（p7、13）
			災害対策本部の設置・運営・閉鎖（p8、14）
			緊急初動体制（p11）
			原子力警戒本部の設置・運営・閉鎖（p17）
			拠点避難所等の開設・運営・閉鎖（p18、19）
			事故災害対策本部の設置・運営・閉鎖（p21）
			情報収集・整理・伝達（p25、26）
			緊急輸送体制の整備（p28）
			受援体制の整備（p29、30）
			支援体制の整備（p31）
			災害救助法の適用（p32、33）
			避難勧告等の発令（p37）
			帰宅困難者対策（p40）
			事故対応（p51）
			応急仮設住宅の設置（p73）
			被災者の生活支援（p92）
			災害復興（p94）
			災害における教訓の継承・発信（p95）
	広報班	広報広聴課、情報政策課、市民活動推進課（兼任）、市民活動推進センター（兼任）	災害対策本部の設置・運営・閉鎖（p8、14）
			事故災害対策本部の設置・運営・閉鎖（p21）
			情報収集・整理・伝達（p26）
			受援体制の整備（p29）
			避難勧告等の発令（p37）
			警戒区域の設定（p39）
			帰宅困難者対策（p40）
			事故対応（p51）
			電気、電話、都市ガス、鉄道の応急復旧（p70）
			災害復興（p94）
	情報収集整理班	財政課（兼任）、会計課（兼任）、監査委員事務局、議会事務局	災害対策本部の設置・運営・閉鎖（p8、14）
			情報収集・整理・伝達（p25）
			受援体制の整備（p29）
			支援体制の整備（p31）
			警戒区域の設定（p39）
			帰宅困難者対策（p40）
			事故対応（p51）
			行方不明者の捜索及び遺体の火葬等（p60）
			電気、電話、都市ガス、鉄道の応急復旧（p70）
			災害復興（p94）
資源管理班	総務課、契約検査課、選挙管理委員会事務局	災害対策本部の設置・運営・閉鎖（p8、14）	
		情報収集・整理・伝達（p25）	
		緊急輸送体制の整備（p27）	
		受援体制の整備（p29）	
			災害復興（p94）

部	班	構成	所掌事務
	財務班	財政課(兼任)、会計課(兼任)	受援体制の整備 (p29、30)
			資金計画 (p88)
	動員班	人事課	職員の配備・動員 (p5、9、16、20)
			災害対策本部の設置・運営・閉鎖 (p8、14)
			受援体制の整備 (p29、30)
			支援体制の整備 (p31)
			行方不明者の搜索及び遺体の火葬等 (p60)
災害復興 (p94)			
救援衛生部	被災者救援班	市民課、課税課(兼任)、 収税課(兼任)、人権施策課、 人権文化センター、男女共同参画プラザ、 学校給食センター(兼任)	緊急輸送体制の整備 (p28)
			食料、生活必需品の供給 (p58)
			義援金、救援物資の受入れ (p82)
			被災者の生活支援 (p92)
			災害復興 (p94)
	調査班	課税課(兼任)、収税課(兼任)、 市民活動推進課(兼任)、市民活動推進センター(兼任)	警戒区域の設定 (p39)
			罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成 (p91)
			災害復興 (p94)
	経済班	経済振興課、農業委員会事務局、 高山竹林園、いこまの魅力創造課	情報収集・整理・伝達 (p26)
			支援体制の整備 (p31)
			水防活動 (p42)
			公共土木施設等の応急措置 (p47)
			事故対応 (p51)
			公共土木施設に係る災害復旧事業に関する計画 (p87)
			農林業災害復旧資金の相談、斡旋 (p89)
			中小企業の再建資金の相談、斡旋 (p90)
	災害復興 (p94)		
	衛生班	環境保全課、環境モデル都市推進課、 清掃リレーセンター	情報収集・整理・伝達 (p26)
			支援体制の整備 (p31)
			事故対応 (p51)
			行方不明者の搜索及び遺体の火葬等 (p60、61)
			動物等の収容対策 (p64)
			災害廃棄物の処理 (p65、66)
			生活ごみ・粗大ごみ等の処理 (p67)
			し尿処理 (p68)
			公共土木施設に係る災害復旧事業に関する計画 (p87)
			災害復興 (p94)
医療福祉部	医療防疫班	健康課、地域医療課、 国保医療課、市立病院	情報収集・整理・伝達 (p26)
			支援体制の整備 (p31)
			医療・救護活動 (p44、45)
			事故対応 (p51)
			災害時要援護者支援 (p59)
			防疫活動 (p62)
			被災者の健康維持活動 (p63)
			文教対策 (p77)
			公共土木施設に係る災害復旧事業に関する計画 (p87)
			被災者の生活支援 (p92)
災害復興 (p94)			

部	班	構成	所掌事務
	福祉班	高齢施策課、地域包括ケア推進課、障がい福祉課、保護課、介護保険課、社会福祉協議会	情報収集・整理・伝達 (p26)
			支援体制の整備 (p31)
			事故対応 (p51)
			福祉避難所の開設・運営・閉鎖 (p56)
			災害時要援護者支援 (p59)
			行方不明者の捜索及び遺体の火葬等 (p60、61)
			応急仮設住宅の設置 (p74)
			ボランティアの受入れ (p81)
			義援金、救援物資の受入れ (p83)
			公共土木施設に係る災害復旧事業に関する計画 (p87)
			被災者の生活支援 (p92)
			災害復興 (p94)
水道部	下水道班	下水道課、竜田川浄化センター	情報収集・整理・伝達 (p24)
			支援体制の整備 (p29)
			事故対応 (p51)
			上・下水道施設の応急復旧 (p69)
			公共土木施設に係る災害復旧事業に関する計画 (p87)
			被災者の生活支援 (p92)
	災害復興 (p94)		
	水道班	上下水道部総務課、工務課、浄水場	情報収集・整理・伝達 (p26)
			支援体制の整備 (p31)
			事故対応 (p51)
			応急給水 (p57)
			上・下水道施設の応急復旧 (p69)
公共土木施設に係る災害復旧事業に関する計画 (p87)			
被災者の生活支援 (p92)			
災害復興 (p94)			
土木部	土木班	土木課、管理課、事業計画課、みどり公園課、花のまちづくりセンター	気象・水位等の情報収集 (p3)
			情報収集・整理・伝達 (p26)
			緊急輸送体制の整備 (p27)
			支援体制の整備 (p31)
			水防活動 (p42)
			公共土木施設等の応急措置 (p46)
			土砂災害対策 (p48)
			事故対応 (p51)
			災害廃棄物の処理 (p65、66)
			住宅障害物の除去 (p76)
			公共土木施設に係る災害復旧事業に関する計画 (p87)
			災害復興 (p94)
	建築班	建築課、営繕課、都市計画課、学研推進室	情報収集・整理・伝達 (p26)
			支援体制の整備 (p31)
			公共土木施設等の応急措置 (p46)
			被災建築物応急危険度判定及び被災宅地応急危険度判定 (p49)
			事故対応 (p51)
			応急仮設住宅の設置 (p73、74)
住宅の応急修理 (p75)			
その他住宅応急対策 (p76)			

部	班	構成	所掌事務
			公共土木施設に係る災害復旧事業に関する計画 (p87)
			被災者の生活支援 (p92)
			災害復興 (p94)
教育部長	避難所・学校班	教育総務課、教育指導課、学校給食センター(兼任)、こども課、保育園、幼稚園、子育て支援総合センター、こどもサポートセンター	地区連絡所(避難所)の開設・運営・閉鎖 (p15)
			拠点避難所等の開設・運営・閉鎖 (p18、19)
			情報収集・整理・伝達 (p26)
			支援体制の整備 (p31)
			事故対応 (p51)
			避難所の開設・運営・閉鎖 (p55)
			文教対策 (p78、79)
			公共土木施設に係る災害復旧事業に関する計画 (p87)
			災害復興 (p94)
	避難所・社会教育班	生涯学習課、スポーツ振興課、図書館、図書館南分館、図書館北分館、生駒駅前図書室	拠点避難所等の開設・運営・閉鎖 (p18、19)
			情報収集・整理・伝達 (p26)
			支援体制の整備 (p31)
			事故対応 (p51)
			避難所の開設・運営・閉鎖 (p55)
			文化財の応急対策 (p80)
			公共土木施設に係る災害復旧事業に関する計画 (p87)
			災害復興 (p94)
消防部	消防庶務班	消防本部総務課	情報収集・整理・伝達 (p26)
			支援体制の整備 (p31)
			消火・救助・救急活動 (p41)
			事故対応 (p51)
	消防情報班	消防本部予防課	情報収集・整理・伝達 (p26)
			支援体制の整備 (p31)
			消火・救助・救急活動 (p41)
			その他危険物施設等の応急措置 (p50)
	消防統括指揮班	消防本部警防課	気象・水位等の情報収集 (p4)
			情報収集・整理・伝達 (p26)
			支援体制の整備 (p31)
			消火・救助・救急活動 (p41)
			医療・救護活動 (p45)
	災害活動班	消防署	事故対応 (p51)
			情報収集・整理・伝達 (p26)
			緊急輸送体制の整備 (p28)
			支援体制の整備 (p31)
			避難勧告等の発令 (p37)
			警戒区域の設定 (p39)
			消火・救助・救急活動 (p41)
			医療・救護活動 (p45)
	事故対応 (p51)		

■災害対策本部編成表



※◎の部長は災害対策本部体制時の部を代表し、他の部長はこれを補佐する
 ※○は災害対策本部体制時の班長を示す
 ※災害対策本部会議には、すべての部長が出席する
 ※各部の統括担当は、当該部に関する次の役割を担う
 ・部長の重要な意思決定に係る補佐
 ・部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示

■動員表

動員区分		1号警戒配備	2号警戒配備	警戒本部	1号動員	2号動員	3号動員
目的		小規模災害に対応する	複数の小規模災害に対応する	避難に備える	中規模災害に対応する	複数の中規模災害に対応する	大規模災害に対応する
体制	風水害	警戒体制		災害警戒本部体制	災害対策本部体制		
	地震			災害警戒本部体制			
	原子力災害			原子力災害警戒本部体制			
	事故等			事故災害対策本部体制			
配備基準		<input type="checkbox"/> 市に気象警報が発表されたとき <input type="checkbox"/> 河川水位が氾濫注意水位を超えたとき <input type="checkbox"/> その他総務部長が配備の必要を認めたとき	<input type="checkbox"/> 河川水位が避難判断水位を超えたとき <input type="checkbox"/> 台風が接近し12時間以内に市域が暴風域に入ることが予想されるとき <input type="checkbox"/> その他総務部長が配備の必要を認めたとき	<input type="checkbox"/> 避難準備情報を発表するとき <input type="checkbox"/> 北和又は中和の市町村に土砂災害警戒情報が発表されたとき <input type="checkbox"/> 市に震度5弱の揺れがあったとき <input type="checkbox"/> 原子力災害が発生し、広域避難者の受入れを必要とするとき <input type="checkbox"/> その他副市長が配備の必要を認めたとき	<input type="checkbox"/> 市に土砂災害警戒情報が発表されたとき <input type="checkbox"/> 市に特別警報が発表されたとき <input type="checkbox"/> 市に記録的短時間大雨情報が発表されたとき <input type="checkbox"/> 市に震度5強の揺れがあったとき <input type="checkbox"/> 市内で中規模の災害が発生したとき <input type="checkbox"/> その他市長が配備の必要を認めたとき	<input type="checkbox"/> 市内で中規模の災害が複数発生したとき <input type="checkbox"/> その他市長が配備の必要を認めたとき	<input type="checkbox"/> 市内で大規模災害が発生したとき <input type="checkbox"/> 市に震度6弱以上の揺れがあったとき <input type="checkbox"/> その他市長が配備の必要を認めたとき
本部		—	—	副市長	市長、副市長	市長、副市長	市長、副市長
本部事務局	市長公室	1人	3人	公室長、次長+6人	1/4程度の職員	1/2程度の職員	全職員
	総務部	部長、防災安全課2人+3人	部長、次長、防災安全課3人+5人				
救援衛生部	地域活力創生部	1人	経済振興課2人	部長、次長、経済振興課2人			
	市民部	1人	2人	部長、次長+2人			
医療福祉部	福祉健康部	1人	2人	部長、次長+高齢施策課2人			
土木部	建設部	管理職1班 一般職1班	部長、次長、管理職1班、一般職2班				
	都市整備部	1人	建築課2人、みどり公園課2人	部長、次長、建築課2人、みどり公園課2人			
水道部	上下水道部	2人	2人+浄水場1人+浄化センター1人	事業管理者、次長、3人+浄水場1人+浄化センター1人			
教育部	教育振興部	1人	2人	教育長、部長、次長、※避難所担当			
	生涯学習部	1人	2人	部長、次長、※避難所担当			
消防部	消防本部	当務ほか必要人員		交代制勤務1/3を除く職員			
避難所自動参集職員		—	—	—	あらかじめ指定された職員 ※震度5強以上の地震の場合は自動参集		

※避難所担当は避難所が開設の時

第 1 章 災害対応の体制

第1節 風水害配備体制

1 気象・水位等の情報収集

(1) 総務部

業務		実施内容		参照	
業務実施時期：市に気象警報又は水防警報が発表されたとき、あるいは台風接近時や集中豪雨等が予想されるとき					
1	総務部長は、気象・水位等の情報を収集する	1-1 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	防災関係機関（气象台、県）から伝達される情報を受領する	資料集 3-2-1 資料集 3-2-4
		1-2 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	テレビ、インターネット、県河川情報システム等の情報をモニタリングする	資料集 3-2-2 資料集 3-2-3
業務実施時期：気象・水位等の情報を収集したとき					
2	総務部長は、気象・水位等の情報を整理する	2-1 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	発令されている気象予警報等を整理するとともに、今後の雨量の予測情報等を整理する	
		2-2 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	土木課、警防課と連絡調整し、各課が収集した情報を整理する	
		2-3 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	配備体制の判断に関する資料を整理する	

※災害対策本部体制前の活動のため通常業務の部・課名を用いている（以下同様に記述）

(2) 建設部

業務		実施内容		参照	
業務実施時期：市に気象警報又は水防警報が発表されたとき、あるいは台風接近時や集中豪雨等が予想されるとき					
1	建設部長は、気象・水位等の情報を収集する	1-1 <input type="checkbox"/>	土木課長	防災関係機関（气象台、県）から伝達される情報を受領する	資料集 3-2-1 資料集 3-2-4
		1-2 <input type="checkbox"/>	土木課長	テレビ、インターネット、県河川情報システム等の情報をモニタリングする	資料集 3-2-2 資料集 3-2-3
		1-3 <input type="checkbox"/>	土木課長	必要に応じて、河川水位や周辺状況のパトロールを実施する	
業務実施時期：気象・水位等の情報を収集したとき					
2	建設部長は、気象・水位等の情報を整理する	2-1 <input type="checkbox"/>	土木課長	パトロールの実施等により収集した情報を整理する	
		2-2 <input type="checkbox"/>	土木課長	情報整理内容について防災安全課に伝達する	

(3) 消防本部

業務		実施内容			参照
業務実施時期：市に気象警報又は水防警報が発表されたとき、あるいは台風接近時や集中豪雨等が予想されるとき					
1	消防長は、気象・水位等の情報を収集する	1-1 <input type="checkbox"/>	警防課長	市民の通報や防災関係機関（気象台、県）から伝達される情報を受領する	資料集 3-2-1 資料集 3-2-4
		1-2 <input type="checkbox"/>	警防課長	テレビ、インターネット、県河川情報システム等の情報をモニタリングする	資料集 3-2-2 資料集 3-2-3
		1-3 <input type="checkbox"/>	消防署長	必要に応じて河川水位や周辺状況のパトロールを実施する	
業務実施時期：気象・水位等の情報を収集したとき					
2	消防長は、気象・水位等の情報を整理する	2-1 <input type="checkbox"/>	警防課長	市民からの通報等により収集した情報を整理する	
		2-2 <input type="checkbox"/>	警防課長	情報整理内容について防災安全課長に伝達する	

2 職員の配備・動員

(1) 勤務時間内

業務		実施内容		参照	
業務実施時期：台風接近時や集中豪雨等が予想されるときなど					
1	総務部長は、配備体制を決定する	1-1 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	風水害時配備基準表にしたがい、配備体制を検討するとともに、発令を総務部長（又は市長、副市長）に具申する	次頁
		1-2 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	決定された配備体制を各部長に伝達する	
		1-3 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	決定された配備体制にしたがい、職員を動員する	
業務実施時期：配備体制を決定したとき					
2	市長公室長は、職員を動員する	2-1 <input type="checkbox"/>	人事課長	電話、庁内放送等により職員の動員を伝達する	
		2-2 <input type="checkbox"/>	人事課長	動員状況を取りまとめ、防災安全課へ報告する	様式集 1-1

(2) 勤務時間外

業務		実施内容		参照	
業務実施時期：台風接近時や集中豪雨等が予想されるときなど					
1	総務部長は、配備体制を決定する	1-1 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	風水害時配備基準表にしたがい、配備体制を検討するとともに、発令を総務部長（又は市長、副市長）に具申する	次頁
		1-2 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	決定された配備体制を各部長に伝達する	
業務実施時期：配備体制を決定したとき					
2	総務部長は、職員を動員する	2-1 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	携帯メール、緊急連絡網による電話連絡等で動員を伝達する	
		2-2 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	動員状況を取りまとめ、土木課と情報を共有する	様式集 1-1

■風水害時配備基準表

動員区分	1号警戒配備	2号警戒配備	警戒本部	1号動員	2号動員	3号動員
目的	小規模災害に対応する	複数の小規模災害に対応する	避難に備える	中規模災害に対応する	複数の中規模災害に対応する	大規模災害に対応する
指揮者	総務部長		副市長	市長		
体制	警戒体制		災害警戒本部体制	災害対策本部体制		
配備基準	<input type="checkbox"/> 市に気象警報が発表されたとき <input type="checkbox"/> 河川水位が氾濫注意水位を超えたとき <input type="checkbox"/> その他総務部長が配備の必要を認めたとき	<input type="checkbox"/> 河川水位が避難判断水位を超えたとき <input type="checkbox"/> 台風が接近し12時間以内に市域が暴風域に入ることが予想されるとき <input type="checkbox"/> その他総務部長が配備の必要を認めたとき	<input type="checkbox"/> 避難準備情報を発表するとき <input type="checkbox"/> 北和又は中和の市町村に土砂災害警戒情報が発表されたとき <input type="checkbox"/> その他副市長が配備の必要を認めたとき	<input type="checkbox"/> 市に土砂災害警戒情報が発表されたとき <input type="checkbox"/> 市に特別警報が発表されたとき <input type="checkbox"/> 市に記録的短時間大雨情報が発表されたとき <input type="checkbox"/> 市内で中規模の災害が発生したとき <input type="checkbox"/> その他市長が配備の必要を認めたとき	<input type="checkbox"/> 市内で中規模の災害が複数発生したとき <input type="checkbox"/> その他市長が配備の必要を認めたとき	<input type="checkbox"/> 市内で大規模災害が発生したとき <input type="checkbox"/> その他市長が配備の必要を認めたとき

3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖

業務		実施内容		参照	
業務実施時期：災害警戒本部設置基準に該当する情報を覚知し、副市長が災害警戒本部の設置を命じたとき					
1	総務部長は、災害警戒本部を設置する	1-1 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	災害警戒本部設置場所を決定し、会場を設営する	
		1-2 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	災害警戒本部運営に必要な書類・資機材等を準備する	
		2-3 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	災害警戒本部設置について、県、防災関係機関、市議会に報告する	
業務実施時期：災害警戒本部を設置したとき					
2	総務部長は、災害警戒本部を運営する	2-1 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	職員の参集状況を確認する	
		2-2 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	各部が把握した被害情報や対応状況等について把握する	様式集 1-2
		2-3 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	災害警戒本部会議を開催し、当座の対応方針を決定する	
		2-4 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	県、防災関係機関、市議会に災害応急対策実施状況等を報告する	
業務実施時期：災害応急対策が概ね完了したとき、または災害対策本部の設置について、市長が必要と判断したとき					
3	総務部長は、災害警戒本部を閉鎖する	3-1 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	災害警戒本部会議を開催し、災害対策本部への昇格あるいは災害警戒本部の閉鎖を決定する	
		3-2 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	災害対策本部を設置するときは、市長にその判断を具申する	
		3-3 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	災害警戒本部閉鎖について、市職員に連絡するとともに、県、防災関係機関、市議会に報告する	

■風水害時の災害警戒本部設置基準・閉鎖基準

風水害時の災害警戒本部設置基準
<ul style="list-style-type: none"> ・北和又は中和の市町村に土砂災害警戒情報が発表されたとき ・避難準備情報を発表するとき ・その他副市長が必要と認めたとき
風水害時の災害警戒本部閉鎖基準
<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部が設置されたとき ・災害応急対策が概ね完了したとき ・その他災害警戒本部長が認めたとき

4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖

業務		実施内容		参照	
業務実施時期：災害対策本部設置基準に該当する情報を覚知し、市長が災害対策本部の設置を命じたとき					
1	本部事務局長は、災害対策本部を設置する	1-1 <input type="checkbox"/>	統括班長	災害対策本部設置場所を決定し、会場を設営する	
		1-2 <input type="checkbox"/>	資源管理班長	災害対策本部運営に必要な書類・資機材等を準備する	
		2-3 <input type="checkbox"/>	統括班長	災害対策本部設置について、県、防災関係機関、市議会に報告する	
業務実施時期：災害対策本部を設置したとき					
2	本部事務局長は、災害対策本部を運営する	2-1 <input type="checkbox"/>	動員班長	職員の参集状況を確認する	
		2-2 <input type="checkbox"/>	情報収集整理班長	各部が把握した被害情報や対応状況等について把握する	様式集 1-2
		2-3 <input type="checkbox"/>	統括班長	災害対策本部会議を開催し、当座の対応方針を決定する	
		2-4 <input type="checkbox"/>	統括班長	県、防災関係機関、市議会に災害応急対策実施状況等を報告する	
		2-5 <input type="checkbox"/>	広報班長	記者会見を実施し、報道機関等を通じて、市の対応状況等を周知する	
業務実施時期：災害応急対策が概ね完了したとき					
3	本部事務局長は、災害対策本部を閉鎖する	3-1 <input type="checkbox"/>	統括班長	災害対策本部会議を開催し、災害警戒本部への降格あるいは災害対策本部の閉鎖を決定する	
		3-2 <input type="checkbox"/>	統括班長	災害対策本部の閉鎖について、市職員に連絡するとともに、県、防災関係機関、市議会に報告する	

■風水害時の災害対策本部設置基準・閉鎖基準

風水害時の災害対策本部設置基準
<ul style="list-style-type: none"> ・市に土砂災害警戒情報が発表されたとき ・市に特別警報が発表されたとき ・市に記録的短時間大雨情報が発表されたとき ・市内で中規模の災害が発生したとき ・市内で大規模な災害が発生したとき ・その他市長が必要と認めたとき
風水害時の災害対策本部閉鎖基準
<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策が概ね完了したとき ・洪水等の被害の危険が解消されたとき ・その他災害対策本部長が認めたとき

第2節 地震災害配備体制

1 職員の配備・動員

(1) 勤務時間内

業務		実施内容		参照	
業務実施時期：市域で震度4の揺れが観測されたとき					
1	総務部長は、情報を収集する	1-1 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	市内の被害状況等の情報を収集する	資料集 3-2-6 資料集 3-2-7
		1-2 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	被害等が確認された場合は、配備体制を判断するとともに、職員の発令を市長又は副市長に具申する	
業務実施時期：市域で震度5弱以上の揺れが観測されたとき					
2	総務部長は、配備体制を決定する	2-1 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	地震災害時配備基準表にしたがい、配備体制を判断するとともに、動員の発令を市長に具申する	資料集 3-2-6 資料集 3-2-7
		2-2 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	決定された配備体制を各部長に伝達する	
		2-3 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	決定された配備体制にしたがい、人事課に依頼して、職員を動員する	
業務実施時期：配備体制を決定したとき					
3	市長公室長は、職員を動員する	3-1 <input type="checkbox"/>	人事課長	電話、庁内放送等により職員の動員を伝達する	
		3-2 <input type="checkbox"/>	人事課長	動員状況を取りまとめ、防災安全課へ報告する	様式集 1-1

(2) 勤務時間外

業務		実施内容		参照	
業務実施時期：市域で震度4の揺れが観測されたとき					
1	総務部長は、情報を収集する	1-1 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	直ちに市役所へ参集し、市内の被害状況等の情報を収集する	資料集 3-2-6 資料集 3-2-7
		1-2 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	被害等が確認された場合は、配備体制を判断するとともに、職員の発令を市長又は副市長に具申する	
業務実施時期：配備体制を決定したとき					
2	総務部長は、職員を動員する	2-1 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	電話等により職員の動員を伝達する	
		2-2 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	動員状況を取りまとめる	様式集 1-1
業務実施時期：市域で震度5弱以上の揺れが観測されたとき					
3	各部長は、自動的に職員を動員する	3-1 <input type="checkbox"/>	あらかじめ指定された職員	地震災害時配備基準表を確認し、参集基準に該当するときは直ちに市役所へ参集する	資料集 3-2-6 資料集 3-2-7
		3-2 <input type="checkbox"/>	あらかじめ指定された職員	課単位で動員状況を取りまとめ、防災安全課へ報告する	

■地震災害時配備基準表

動員区分	警戒本部	1号動員	2号動員	3号動員
目的	避難に備える	中規模災害に対応する	複数の中規模災害に対応する	大規模災害に対応する
指揮者	副市長	市長		
体制	災害警戒本部体制	災害対策本部体制		
配備基準	<input type="checkbox"/> 市に震度5弱の揺れがあったとき <input type="checkbox"/> その他副市長が配備の必要を認めたとき	<input type="checkbox"/> 市に震度5強の揺れがあったとき <input type="checkbox"/> 市内で中規模の災害が発生したとき <input type="checkbox"/> その他市長が配備の必要を認めたとき	<input type="checkbox"/> 市内で中規模の災害が複数発生したとき <input type="checkbox"/> その他市長が配備の必要を認めたとき	<input type="checkbox"/> 市内で大規模災害が発生したとき <input type="checkbox"/> 市に震度6弱以上の揺れがあったとき <input type="checkbox"/> その他市長が配備の必要を認めたとき

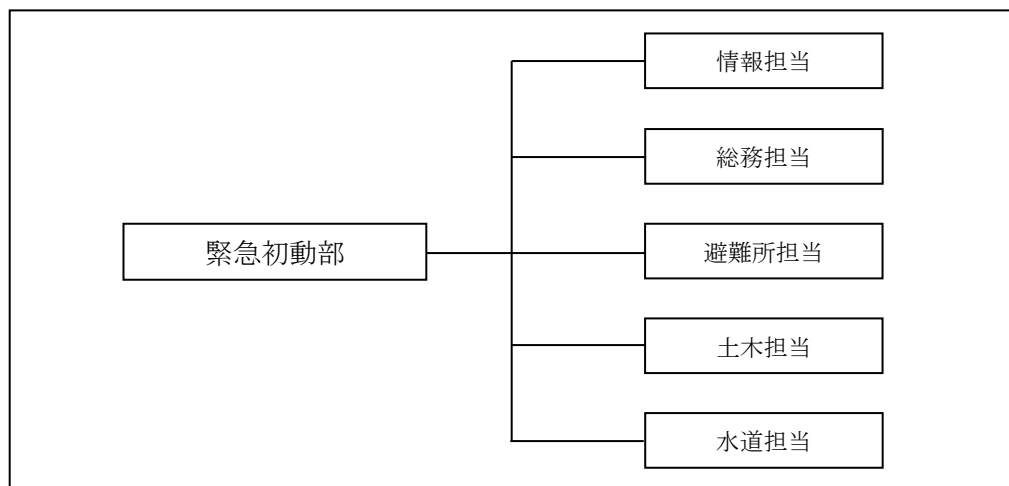
2 緊急初動体制

業務		実施内容		参照	
業務実施時期：勤務時間外に市域で震度5弱以上の揺れが観測されたとき					
1	各部長は、緊急初動体制を確立する	1-1 <input type="checkbox"/>	動員表に指定された職員	参集途上の被災概況を確認しながら早急に登庁する	資料集 3-1-3
		1-2 <input type="checkbox"/>	動員表に指定された職員	庁舎の安全を確認するとともに、庁舎の機能を確保する	
		1-3 <input type="checkbox"/>	動員表に指定された職員	参集途上の被災概況をとりまとめる	様式集 1-2
		1-4 <input type="checkbox"/>	動員表に指定された職員	一定数職員が集まったとき、最上席の者が緊急初動部長となり緊急初動体制を確立し、役割分担する	次頁
業務実施時期：緊急初動体制を確立したとき					
2	緊急初動部長は、情報を収集する	2-1 <input type="checkbox"/>	情報担当	市域の災害情報を収集し、整理する	
		2-2 <input type="checkbox"/>	情報担当	職員の参集状況、安否を整理、把握する	
3	緊急初動部長は、災害対策本部に必要な資機材を確保する	3-1 <input type="checkbox"/>	総務担当	市庁舎の安全確認及び電気、電話、水道、ガス等の機能状況を把握する	
		3-2 <input type="checkbox"/>	総務担当	電話、防災行政無線の機能確認を行い、消防本部、県（防災統括室）等の関係機関に対する連絡を確保する	
4	緊急初動部長は、市民の避難に対応できるよう準備する	4-1 <input type="checkbox"/>	避難所担当	地区連絡所、避難所の安全確認及び電気、電話、水道、ガス等の機能状況を把握し、市民の自主避難に対応できるよう準備する	
5	緊急初動部長は、道路状況を把握する	5-1 <input type="checkbox"/>	土木担当	市域の道路支障状況を早急に調査する	
		5-2 <input type="checkbox"/>	土木担当	二次災害等を防止するため、必要に応じて、危険箇所等を閉鎖するなどの措置を行う	
		5-3 <input type="checkbox"/>	土木担当	支障のある被害箇所のうち、応急復旧が可能なものは対応する	
6	緊急初動部長は、水道施設の状況を把握する	6-1 <input type="checkbox"/>	水道担当	市域の水道施設の機能支障状況を早急に調査する	

■ 緊急初動体制配備基準・解除基準

緊急初動体制配備基準
・市域に震度5弱以上の地震が発生したとき（自動設置） ・その他消防長が必要と認めたとき
緊急初動体制解除基準
・災害対策本部体制が確立されたとき

■ 緊急初動体制図



3 災害警戒本部の設置・運営・閉鎖

業務		実施内容			参照
業務実施時期：市域で震度5弱の揺れが観測されたとき					
1	総務部長は、災害警戒本部を設置する	1-1 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	災害警戒本部設置場所を決定し、会場を設営する	
		1-2 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	災害警戒本部運営に必要な書類・資機材等を準備する	
		2-3 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	災害警戒本部設置について、県、防災関係機関、市議会に報告する	
業務実施時期：災害警戒本部を設置したとき					
2	総務部長は、災害警戒本部を運営する	2-1 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	職員の参集状況を確認する	
		2-2 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	各部が把握した被害情報や対応状況等について把握する	様式集 1-2
		2-3 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	災害警戒本部会議を開催し、当座の対応方針を決定する	
		2-4 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	県、防災関係機関、市議会に災害応急対策実施状況等を報告する	
業務実施時期：災害応急対策が概ね完了したとき、または災害対策本部の設置について、市長が必要と判断したとき					
3	総務部長は、災害警戒本部を閉鎖する	3-1 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	災害警戒本部会議を開催し、災害対策本部への昇格あるいは災害警戒本部の閉鎖を決定する	
		3-2 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	災害対策本部を設置するときは、市長にその判断を具申する	
		3-3 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	災害警戒本部閉鎖について、市職員に連絡するとともに、県、防災関係機関、市議会に報告する	

■地震災害時の災害警戒本部設置基準・閉鎖基準

地震災害時の災害警戒本部設置基準
<ul style="list-style-type: none"> ・市域に震度5弱の揺れがあったとき（自動設置） ・その他副市長が必要と認めたとき
地震災害時の災害警戒本部閉鎖基準
<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部が設置されたとき ・災害応急対策が概ね完了したとき ・その他災害警戒本部長が認めたとき

4 災害対策本部の設置・運営・閉鎖

業務		実施内容			参照
業務実施時期：市域で震度5強以上の揺れが観測されたとき					
1	本部事務局長は、災害対策本部を設置する	1-1 <input type="checkbox"/>	統括班長	災害対策本部設置場所を決定し、会場を設営する	
		1-2 <input type="checkbox"/>	資源管理班長	災害対策本部運営に必要な書類・資機材等を準備する	
		2-3 <input type="checkbox"/>	統括班長	災害対策本部設置について、県、防災関係機関、市議会に報告する	
業務実施時期：災害対策本部を設置したとき					
2	本部事務局長は、災害対策本部を運営する	2-1 <input type="checkbox"/>	動員班長	職員の参集状況を確認する	
		2-2 <input type="checkbox"/>	情報収集整理班長	各々が把握した被害情報や対応状況等について把握する	様式集 1-2
		2-3 <input type="checkbox"/>	統括班長	災害対策本部会議を開催し、当座の対応方針を決定する	
		2-4 <input type="checkbox"/>	統括班長	県、防災関係機関、市議会に災害応急対策実施状況等を報告する	
		2-5 <input type="checkbox"/>	広報班長	記者会見を実施し、報道機関等を通じて、市の対応状況等を周知する	
業務実施時期：災害応急対策が概ね完了したとき					
3	本部事務局長は、災害対策本部を閉鎖する	3-1 <input type="checkbox"/>	統括班長	災害対策本部会議を開催し、災害警戒本部への降格あるいは災害対策本部の閉鎖を決定する	
		3-2 <input type="checkbox"/>	統括班長	災害対策本部閉鎖について、市職員に連絡するとともに、県、防災関係機関、市議会に報告する	

■地震災害時の災害対策本部設置基準・閉鎖基準

地震災害時の災害対策本部設置基準
<ul style="list-style-type: none"> ・市域に震度5強以上の揺れがあったとき（自動設置） ・その他市長が必要と認めたとき
地震災害時の災害対策本部閉鎖基準
<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策が概ね完了したとき ・その他災害対策本部長が認めたとき

5 地区連絡所（避難所）の開設・運営・閉鎖

業務		実施内容		参照	
業務実施時期：市域で震度5強以上の揺れが観測されたとき					
1	本部事務局長は、地区連絡所（避難所）を設置する	1-1 <input type="checkbox"/>	避難所自動参集職員・施設管理者	あらかじめ決められた避難所に参集し、避難所を開設する（各中学校は地区連絡所となり校区内の避難所の情報を集約する）	本編 P29 防災拠点
		1-2 <input type="checkbox"/>	避難所自動参集職員・施設管理者	避難所の運営に必要な書類・資機材等を準備する	
		1-3 <input type="checkbox"/>	避難所自動参集職員・施設管理者	地区連絡となる避難所は校区内の避難所の開設状況を情報収集整理班に報告する	
		1-4 <input type="checkbox"/>	避難所自動参集職員・施設管理者	避難所担当職員が派遣されるまで、避難所を運営する	
業務実施時期：地区連絡所（避難所）設置したとき					
2	教育部長は、地区連絡所（避難所）を運営する	2-1 <input type="checkbox"/>	避難所・学校班長 社会教育班長	避難所に担当職員を派遣し、避難所自動参集職員から事務を引き継ぐ	マニュアル編 P55 避難生活支援
		2-2 <input type="checkbox"/>	避難所・学校班長 社会教育班長	地区連絡所担当職員に避難所運営と共に校区内の避難所間の通信の確保、開設状況や避難誘導、広報活動等の実施を要請する	
		2-3 <input type="checkbox"/>	避難所・学校班長 社会教育班長	地区連絡所担当職員に校区内の被害情報（人命・道路・倒壊家屋等）の収集を要請する	
		2-4 <input type="checkbox"/>	避難所・学校班長 社会教育班長	地区連絡所からの校区内の被害情報等を取りまとめ、情報収集整理班に報告する	
業務実施時期：災害応急対策が概ね完了したとき					
3	教育部長は、地区連絡所を閉鎖する	3-1 <input type="checkbox"/>	避難所・学校班長 社会教育班長	校区内のライフラインの復旧状況や避難所の稼働状況等を勘案して地区連絡所の閉鎖を判断する	マニュアル編 P55 避難生活支援
		3-2 <input type="checkbox"/>	避難所・学校班長 社会教育班長	地区連絡所担当職員に後片付けや施設の原状回復を指示する	
		3-3 <input type="checkbox"/>	避難所・学校班長 社会教育班長	地区連絡所の閉鎖について、情報収集整理班に報告する	

■地区連絡所（避難所）設置基準・閉鎖基準

設置基準
<ul style="list-style-type: none"> ・市域で震度5強以上の揺れがあったとき ・その他市長が必要と認めたとき
閉鎖基準
<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策が概ね完了したとき ・災害の発生のおそれが解消したとき ・その他災害対策本部長が認めたとき

第3節 原子力災害配備体制

1 職員の配備・動員

業務		実施内容			参照
業務実施時期：原子力災害等を覚知し、組織的な対応を必要と判断したとき					
1	総務部長は、配備体制を決定する	1-1 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	県や協定締結市と連絡調整し、特定事象の発生等について確認する	
		1-2 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	原子力災害発生状況等を副市長に報告し、配備体制の発令について具申する	資料集 3-1-2
		1-3 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	副市長の判断を受け、決定された配備体制を各部長に伝達する	
		1-4 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	決定された配備体制にしたがい、人事課に依頼して、職員を動員する	
業務実施時期：副市長が配備体制を決定したとき					
2	市長公室長は、職員を動員する	2-1 <input type="checkbox"/>	人事課長	電話、庁内放送等により職員の動員を伝達する	
		2-2 <input type="checkbox"/>	人事課長	勤務時間外は、携帯メール、緊急連絡網による電話連絡等で動員を伝達する	
		2-3 <input type="checkbox"/>	人事課長	動員状況をとりまとめ、防災安全課へ報告する	様式集 1-1

■原子力災害時の災害警戒本部設置基準・閉鎖基準

原子力災害時の災害警戒本部設置基準
<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害が発生し、広域避難者の受入れを必要とするとき 県より近畿大学原子力研究所から特定事象発生 of 通報を受けた旨通知があったとき その他副市長が必要と認めたとき。
原子力災害時の災害警戒本部閉鎖基準
<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部が設置されたとき 災害応急対策が概ね完了したとき その他原子力災害警戒本部長が認めたとき

2 原子力災害警戒本部の設置・運営・閉鎖

業務		実施内容			参照
業務実施時期：原子力災害警戒本部の設置について、副市長が必要と判断したとき					
1	総務部長は、原子力災害警戒本部を設置する	1-1 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	原子力災害警戒本部設置場所を決定し、会場を設営する	
		1-2 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	原子力災害警戒本部運営に必要な書類・資機材等を準備する	
		2-3 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	原子力災害警戒本部設置について、県、防災関係機関、市議会に報告する	
業務実施時期：原子力災害警戒本部を設置したとき					
2	総務部長は、原子力災害警戒本部を運営する	2-1 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	職員の参集状況を確認する	
		2-2 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	各部が把握した被害情報や対応状況等について把握する	様式集 1-2
		2-3 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	原子力災害警戒本部会議を開催し、当座の対応方針を決定する	
		2-4 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	県、防災関係機関、市議会に原子力災害応急対策実施状況等を報告する	
業務実施時期：災害応急対策が概ね完了したとき、または災害対策本部の設置について、市長が必要と判断したとき					
3	総務部長は、原子力災害警戒本部を閉鎖する	3-1 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	原子力災害警戒本部会議を開催し、災害対策本部への昇格あるいは事故災害対策本部の閉鎖を決定する	
		3-2 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	災害対策本部を設置するときは、市長にその判断を具申する	
		3-3 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	原子力災害警戒本部閉鎖について、市職員に連絡するとともに、県、防災関係機関、市議会に報告する	

3 拠点避難所等の開設・運営・閉鎖

業務		実施内容		参照	
業務実施時期：協定先の避難者の受入れを決定したとき					
1	総務部長は、拠点避難所を開設する	1-1 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	拠点避難所（総合公園体育館）に職員を派遣し、施設管理者、県、協定先の市等と連絡調整する	資料集 2-3
		1-2 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	拠点避難所の管理、運営に必要な物資を確保し、拠点避難所を開設する	
		1-3 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	広域避難者を受入れ、避難者名簿を作成する	
		1-4 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	避難所施設所管課長と調整し、広域避難者数に応じて、指定避難所の中から開設する施設を決定する。	
業務実施時期：開設する避難所が指定されたとき					
2	避難所施設所管部長は、避難所を開設する	2-1 <input type="checkbox"/>	避難所施設所管課長	施設管理者と連絡調整し、避難者受入れスペースや立入禁止区域等を確認する	資料集 2-1-2
		2-2 <input type="checkbox"/>	避難所施設所管課長	避難所の管理、運営に必要な物資を確保し、避難所を開設する	
		2-3 <input type="checkbox"/>	避難所施設所管課長	人事課長と調整して、開設した避難所に職員を2名ずつ派遣する	
		2-4 <input type="checkbox"/>	避難所施設所管課長	広域避難者を受入れ、避難者名簿を作成する	様式集 7-2
業務実施時期：拠点避難所を開設したとき					
3	総務部長は、拠点避難所等を運営する	3-1 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	広域避難者の振替先の避難所を決定し、広域避難者へ伝達する	
		3-2 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	必要に応じて、県、協定先の市等と連絡調整して、広域避難者の避難所への輸送に協力する	
		3-3 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	協定先の市等と連絡調整し、その他支援ニーズを確認する	
		3-4 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	必要に応じて、協定先の市等の支援を実施する	
業務実施時期：協定先の避難者対策が概ね完了したとき					
4	総務部長は、拠点避難所を閉鎖する	4-1 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	全広域避難者の受入れ先が確保されたことを確認する	

		4-2 <input type="checkbox"/>	防災安全 課長	使用した施設（総合公園体育館）の 後片付けを行い、原状を回復する	
		4-3 <input type="checkbox"/>	防災安全 課長	拠点避難所の運営に関する記録等 をとりまとめる	
業務実施時期：協定先の避難者対策が概ね完了したとき					
6	避難所施設所管部 長は、避難所を閉鎖 する	3-1 <input type="checkbox"/>	避難所施設 所管課長	隣接避難所の統合を実施するほか、 残留避難者の受入れ先の調整を統 括班に依頼する	
		3-2 <input type="checkbox"/>	避難所施設 所管課長	避難者の運営スタッフと協力し、後 片付けを行い、施設の原状を回復す る	
		3-3 <input type="checkbox"/>	避難所施設 所管課長	避難所運営に関する記録等を取り まとめ、情報収集整理班に報告する	

第4節 その他の災害配備体制

1 職員の配備・動員

業務		実施内容			参照
業務実施時期：事故災害の通報を受けたとき					
1	消防長は、当面の事故の応急措置を実施する	1-1 <input type="checkbox"/>	消防署長	通報等に基づき、当面の事故の応急措置を行う	
		1-2 <input type="checkbox"/>	消防署長	現場職員等の情報から組織的な対応を必要と判断したとき、防災安全課に状況を報告する	
業務実施時期：事故災害等を覚知し、組織的な対応を必要と判断したとき					
2	総務部長は、配備体制を決定する	2-1 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	事故の状況等を副市長に報告し、配備体制の発令について具申する	資料集 3-1-2
		2-2 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	副市長の判断を受け、決定された配備体制を各部長に伝達する	
		2-3 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	決定された配備体制にしたがい、人事課に依頼して、職員を動員する	
業務実施時期：副市長が配備体制を決定したとき					
3	市長公室長は、職員を動員する	3-1 <input type="checkbox"/>	人事課長	電話、庁内放送等により職員の動員を伝達する	
		3-2 <input type="checkbox"/>	人事課長	勤務時間外は、携帯メール、緊急連絡網による電話連絡等で動員を伝達する	
		3-3 <input type="checkbox"/>	人事課長	動員状況を取りまとめ、防災安全課へ報告する	様式集 1-1

2 事故災害対策本部の設置・運営・閉鎖

業務		実施内容			参照
業務実施時期：事故災害対策本部の設置について、副市長が必要と判断したとき					
1	総務部長は、事故災害対策本部を設置する	1-1 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	事故災害対策本部設置場所を決定し、会場を設営する	
		1-2 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	事故災害対策本部運営に必要な書類・資機材等を準備する	
		2-3 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	事故災害対策本部設置について、県、防災関係機関、市議会に報告する	
業務実施時期：事故災害対策本部を設置したとき					
2	総務部長は、事故災害対策本部を運営する	2-1 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	職員の参集状況を確認する	
		2-2 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	各部が把握した被害情報や対応状況等について把握する	様式集 1-2
		2-3 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	事故災害対策本部会議を開催し、当座の対応方針を決定する	
		2-4 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	県、防災関係機関、市議会に事故応急対策実施状況等を報告する	
		2-5 <input type="checkbox"/>	広報広聴課長	記者会見を実施し、報道機関等を通じて、市の対応状況等を周知する	
業務実施時期：災害応急対策が概ね完了したとき、または災害対策本部の設置について、市長が必要と判断したとき					
3	総務部長は、事故災害対策本部を閉鎖する	3-1 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	事故災害対策本部会議を開催し、災害対策本部への昇格あるいは事故災害対策本部の閉鎖を決定する	
		3-2 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	災害対策本部を設置するときは、市長にその判断を具申する	
		3-3 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	事故災害対策本部閉鎖について、市職員に連絡するとともに、県、防災関係機関、市議会に報告する	

■ 事故災害対策本部設置基準・閉鎖基準

事故災害対策本部設置基準
・生駒市域に大規模火災、危険物等の事故、重大事故等が発生し、副市長が必要と認めたとき
事故災害対策本部閉鎖基準
・災害対策本部が設置されたとき ・災害応急対策が概ね完了したとき ・その他事故災害対策本部長が認めたとき

第2章 災害対応のコーディネート

第1節 情報収集・整理・伝達

業務		実施内容		参照	
業務実施時期：災害発生直後					
1	本部事務局長は、災害対策本部の通信手段を確保する	1-1 <input type="checkbox"/>	統括班長	移動系防災行政無線、県防災行政無線の被害状況を把握し、通信回線の疎通を確認する	資料集 4-1-1
		1-2 <input type="checkbox"/>	資源管理班長	電話、インターネット等の通信機器の被害状況を把握し、通信回線の疎通を確認する	関連計画集V
		1-3 <input type="checkbox"/>	資源管理班長	必要に応じて、設備会社への修復依頼等、通信手段の維持活動を実施する	
		1-4 <input type="checkbox"/>	統括班長	通常ルートの通信が困難な場合は、非常通信協議会構成機関に協力を要請する	資料集 4-1-2
業務実施時期：災害発生直後					
2	本部事務局長は、市民の通信手段を確保する	2-1 <input type="checkbox"/>	資源管理班長	通信各社の災害用伝言サービス利用可否を把握する	
		2-2 <input type="checkbox"/>	広報班長	報道機関等を通じて、災害用伝言サービスを利用することを周知する	
業務実施時期：災害発生直後（通信手段を確保したとき）					
3	本部事務局長は、情報を収集、整理する	3-1 <input type="checkbox"/>	情報収集整理班長	各班から人及び住宅、公共施設、ライフラインなどの被災情報を収集する	資料集 4-2-1
		3-2 <input type="checkbox"/>	情報収集整理班長	特別相談窓口を設置し、市民からの問い合わせに対応するとともに、市民からの情報を収集する	様式集 1-3
		3-3 <input type="checkbox"/>	情報収集整理班長	各班の情報を一元化し、情報の鮮度、質、重要度や緊急度等を分類して情報を管理する。	
		3-4 <input type="checkbox"/>	情報収集整理班長	「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、県等に報告が必要な情報を整理する	資料集 4-2-5 様式集 3-1 様式集 3-2
業務実施時期：伝達、報告すべき情報が整理されたとき					
4	本部事務局長は、県防災統括室、消防庁に情報を伝達、報告する	4-1 <input type="checkbox"/>	統括班長	「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、県や消防庁に報告が必要な情報に関する様式を作成する	資料集 4-2-5 様式集 3-1 様式集 3-2
		4-2 <input type="checkbox"/>	統括班長	県や消防庁に報告が必要な情報について、作成した様式を用いて報告する	

業務実施時期：伝達、報告すべき情報が整理されたとき					
5	各部長は、所管の施設等の被害状況について、調査し報告する	5-1 <input type="checkbox"/>	各班長	所管する施設の被害状況を調査し、情報収集整理班に報告する	
		5-2 <input type="checkbox"/>	各班長	所管する施設の被害状況をとりまとめ、それぞれ所管の県事業担当課に直接報告する	資料集 4-2-4
業務実施時期：情報発信、広報すべき情報が整理されたとき					
6	本部事務局長は、市民へ情報発信、広報を行う	6-1 <input type="checkbox"/>	広報班長	避難等に必要な緊急情報について、緊急速報メール、市登録制メール、報道機関への緊急放送依頼、広報車、自治会組織を通じた連絡等により市民に伝達する	資料集 4-3-1 資料集 4-3-2 関連計画集VI
		6-2 <input type="checkbox"/>	広報班長	定期的に記者会見を行い、市の対応状況等について広報する	
		6-3 <input type="checkbox"/>	広報班長	被災後の生活に必要な被害状況、復旧状況、避難生活に係る情報等を取りまとめ、広報資料を作成する	
		6-4 <input type="checkbox"/>	広報班長	広報紙の配布、インターネットホームページ、SNS等の利用により、市民に情報を提供する	

■県への報告方法

<p>1 火災・災害等即報要領に係る報告</p> <p>統括班長は、災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告及び災害年報を県防災統括室に報告する。</p> <p>(1) 災害概況即報</p> <p>即報基準に該当する災害（資料集 4-2-5 参照）が発生したときは、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第 1 報を「被害状況報告様式」（様式集 3-2 参照）により、県防災行政無線等で報告する。</p> <p>また、直接報告基準に該当する災害（資料集 4-2-5 参照）が発生したときは、直接消防庁及び県防災統括室に対して、第 4 号様式（その 1）（様式集 3-1 参照）により報告し、可能であれば、併せて県防災統括室に「被害状況報告様式」（様式集 3-2 参照）により報告する。</p> <p>(2) 被害状況即報</p> <p>即報基準に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況、避難状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報を「被害状況報告様式」（様式集 3-2 参照）により、県防災行政無線等で報告する。</p> <p>ただし、定時の被害状況即報等、知事（災害対策本部長）が必要と認めた場合はその指示に従って報告する。</p> <p>(3) 災害確定報告</p> <p>応急対策終了後、14 日以内に第 4 号様式（その 2）（様式集 3-1 参照）で報告する。</p> <p>(4) 災害年報</p> <p>毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの災害による被害の状況を翌年 3 月 10 日までに災害年報（第 3 号様式）（様式集 3-2 参照）により報告する。</p> <p>2 市事業担当課から県事業担当課への報告（資料集 4-2-4 参照）</p> <p>各班は、災害が発生した時は担当する調査事項（資料集 4-2-4 参照）について被害状況等を取りまとめ、遅滞なく調査事項ごとに県担当事業課に報告する。</p>
--

第2節 緊急輸送体制の整備

業務		実施内容		参照	
業務実施時期：災害発生直後					
1	土木部長は、緊急輸送道路を確保する	1-1 <input type="checkbox"/>	土木班長	県の緊急輸送道路指定状況、市の避難所開設状況等を把握する	
		1-2 <input type="checkbox"/>	土木班長	県の緊急輸送道路と開設避難所及び物資輸送拠点を結ぶ所管道路の通行可否、通行状況等を調査する	
		1-3 <input type="checkbox"/>	土木班長	緊急輸送道路確保路線を定め、必要に応じて、道路障害物の除去、応急補修等の啓開作業を行う	
		1-4 <input type="checkbox"/>	土木班長	緊急輸送道路について、一般車両の通行を規制するよう統括班を通じて、県公安委員会に依頼する	
		1-5 <input type="checkbox"/>	土木班長	緊急輸送道路の指定状況や交通規制状況について、広報班に広報を依頼する	
業務実施時期：災害発生直後					
2	本部事務局長は、緊急輸送手段を確保する	2-1 <input type="checkbox"/>	資源管理班長	市有車両の被害状況を確認し、各班の車両不足数等を把握する	
		2-2 <input type="checkbox"/>	資源管理班長	不足する車両について、協定締結団体、企業等へ協力を要請し、調達する	資料集 3-3-1
		2-3 <input type="checkbox"/>	資源管理班長	必要に応じて、県又は他市町村等に車両の斡旋を要請する	
		2-4 <input type="checkbox"/>	資源管理班長	各班の必要車両を調整し、調達車両を配分する	
		2-5 <input type="checkbox"/>	資源管理班長	燃料調達先を調査、確保し、各班に周知する	
業務実施時期：県公安委員会が道路の通行の禁止又は制限を行ったとき					
3	土木部長は、交通規制に対応する	3-1 <input type="checkbox"/>	土木班長	生駒警察署、道路管理者等と道路状況について情報交換する	
		3-2 <input type="checkbox"/>	土木班長	通行規制区間を確認し、迂回路等について調整する	
		3-3 <input type="checkbox"/>	土木班長	迂回路や規制条件等を表示した標識を設置する	様式集 4-1

業務実施時期：県公安委員会が道路の通行の禁止又は制限を行ったとき					
4	本部事務局長は、緊急通行車両を確保する	4-1 <input type="checkbox"/>	資源管理 班長	事前登録された緊急通行車両及び規制除外車両に確認証明書・標章を配布する	様式集 4-2
		4-2 <input type="checkbox"/>	資源管理 班長	緊急通行車両及び除外車両として追加登録が必要な車両の申請を行う	様式集 4-2
		4-3 <input type="checkbox"/>	資源管理 班長	追加登録された緊急通行車両及び規制除外車両に確認証明書・標章を配布する	様式集 4-2
業務実施時期：緊急輸送道路を確保したとき					
5	救援衛生部長は、物資輸送拠点を設置する	5-1 <input type="checkbox"/>	被災者救 援班長	避難所開設状況を把握し、物資輸送需要を勘案して、物資輸送拠点の設置について検討する	
		5-2 <input type="checkbox"/>	被災者救 援班長	必要に応じて、総合公園体育館に物資輸送拠点を設置する	資料集 5-1-1
		5-3 <input type="checkbox"/>	被災者救 援班長	総合公園体育館が使用できないとき、またアクセス路線が確保できないときは、適正条件等を勘案し、統括班長と協議の上、他の施設に物資輸送拠点を設置する	
業務実施時期：陸路での輸送が困難なときなど空輸が必要なとき					
6	本部事務局長は、臨時ヘリポートの開設を決定する	6-1 <input type="checkbox"/>	統括班長	臨時ヘリポート候補地の施設管理者と連絡調整し、臨時ヘリポート開設の可否を確認する	資料集 5-1-3 資料集 6-1-3 資料集 6-1-4
		6-2 <input type="checkbox"/>	統括班長	臨時ヘリポート開設の可否や施設周辺の被害状況、輸送ルートを勘案して、臨時ヘリポートの開設場所を決定する	
業務実施時期：臨時ヘリポートの開設場所が決定されたとき					
7	消防部長は、臨時ヘリポートを開設する	7-1 <input type="checkbox"/>	災害活動 班長	臨時ヘリポートを開設する	
		7-2 <input type="checkbox"/>	災害活動 班長	臨時ヘリポートの開設準備が整ったことを情報収集整理班に報告する	

第3節 受援体制の整備

業務		実施内容			参照
業務実施時期：災害発生から数時間が経過し、状況により応援要請等を必要と判断したとき					
1	本部事務局長は、応援の要請・要求を行う	1-1 <input type="checkbox"/>	動員班長	各班へ支援や応援要請を必要とする作業の有無について照会する	
		1-2 <input type="checkbox"/>	動員班長	庁内での弾力的な職員配置について検討し、各班に検討結果を伝達する	
		1-3 <input type="checkbox"/>	動員班長	必要に応じて、外部機関への応援要請先、応援内容、応援期間等の応援要請の方針を決定する	資料集 3-3-1
		1-4 <input type="checkbox"/>	動員班長	統括班に応援要請先への応援要請依頼又は応援要請の要求を依頼する	
		1-5 <input type="checkbox"/>	統括班長	応援要請依頼書を作成し、応援要請依頼又は応援要請の要求を行う	資料集 3-3-3 様式集 5-1
業務実施時期：応援部隊の派遣が決まったとき、又は、自衛隊等から自主派遣することの連絡を受けたとき					
2	本部事務局長は、受援体制を確保する	2-1 <input type="checkbox"/>	動員班長	連絡員を定めるとともに、応援要請先の連絡担当者を確認する	
		2-2 <input type="checkbox"/>	資源管理班長	派遣部隊の活動拠点、連絡事務所（宿舎等）を確保するとともに、必要な資機材等を準備する	資料集 5-1-1
		2-3 <input type="checkbox"/>	各班長	現場担当者を定めるとともに、派遣部隊と作業計画を立案する	
		2-4 <input type="checkbox"/>	各班長	派遣部隊の作業進捗状況を把握し、応援の実施記録を作成する	
		2-5 <input type="checkbox"/>	各班長	必要に応じて、派遣部隊の作業計画を修正する	
		2-6 <input type="checkbox"/>	動員班長	必要に応じて、他の応援を検討する	
業務実施時期：応援要請の目的を達したとき、又は応援の必要がなくなると判断されるとき					
3	本部事務局長は、撤収の要請を行う	3-1 <input type="checkbox"/>	動員班長	各班へ応援の必要がなくなった作業内容の有無について照会する	

	3-2 <input type="checkbox"/>	動員班長	応援の必要がなくなった作業内容、撤収要請先、撤収時期等の方針を決定する	
	3-3 <input type="checkbox"/>	動員班長	撤収方針にしたがい、統括班に応援部隊の撤収を依頼する	
	3-4 <input type="checkbox"/>	統括班長	撤収依頼書を作成し、応援部隊の撤収を要請する	資料集 3-3-3 様式集 5-2
	3-5 <input type="checkbox"/>	動員班長	各種応援の実施記録をとりまとめ、財務班に経費の清算について依頼する	
	3-6 <input type="checkbox"/>	財務班長	各種応援の実施記録に基づき、市が負担する経費について清算する	

第4節 支援体制の整備

業務		実施内容		参照	
業務実施時期：市外の地域に大規模災害が発生したとき					
1	総務部長は、被災地の支援ニーズを把握する	1-1 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	県等と連絡調整するとともに、テレビ、ラジオ等あらゆる手段を活用して、被災地域の被害状況を把握する	資料集 3-3-1
		1-2 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	相互応援協定を締結している自治体が被災したときは、必要に応じて、先遣職員を被災地に派遣する	
		1-3 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	先遣職員より、被災地の人的、物的支援ニーズを把握する	
		1-4 <input type="checkbox"/>	防災安全課長	被災地の支援ニーズより、支援対策実施の可否を検討し、市長に報告する	
業務実施時期：市長が災害支援対策本部の設置を判断したとき					
2	本部事務局長は、災害支援対策本部を設置する	2-1 <input type="checkbox"/>	統括班長	災害支援対策本部を設営する（災害支援対策本部の体制は、災害対策本部体制に準ずる）	
		2-2 <input type="checkbox"/>	動員班長	災害対策支援本部の設置を職員に周知する	
		2-3 <input type="checkbox"/>	統括班長	本部会議を開催し、支援方針等を決定する	
		2-4 <input type="checkbox"/>	動員班長	支援方針にしたがい、職員配置計画を作成するなど災害支援活動体制を確立する	
業務実施時期：災害支援対策本部を設置したとき					
3	各部長は、災害支援を実施する	3-1 <input type="checkbox"/>	各班長	職員配置計画にしたがい、職員の派遣、物資の送達、避難者の受入れ等を実施する	
		3-2 <input type="checkbox"/>	各班長	災害支援実施記録をとりまとめ、情報収集整理班に報告する	
業務実施時期：災害支援を実施したとき					
4	本部事務局長は、災害支援対策本部を運営する	4-1 <input type="checkbox"/>	情報収集整理班長	災害支援実施状況をとりまとめ被災地のニーズの変化を把握する	
		4-2 <input type="checkbox"/>	動員班長	ニーズの変化に応じて、適宜、災害支援活動体制を見直す	

第5節 災害救助法の適用

業務	実施内容			参照
業務実施時期：災害発生から数時間が経過し、状況により災害救助法の適用を必要と判断したとき				
1 本部事務局長は、災害救助法の適用を申請する	1-1 <input type="checkbox"/>	統括班長	情報収集整理班のとりまとめた情報より、家屋の被害状況等を把握する	
	1-2 <input type="checkbox"/>	統括班長	災害救助法の適用基準に該当する又は該当する見込みがあるか判断する	
	1-3 <input type="checkbox"/>	統括班長	口頭又は電話により、県に災害救助法の適用を申請する（下記、「災害救助法適用申請時の報告内容」参考）	
業務実施時期：災害救助法が適用されたとき又は適用されることが確実なとき				
2 本部事務局長は、災害救助法に基づく救助を実施する	2-1 <input type="checkbox"/>	統括班長	災害救助法の適用について各班に周知する	様式 6-1
	2-2 <input type="checkbox"/>	統括班長	各班の救助実施状況を把握し、救助の期間の延長が必要なときは、県にその旨を要請する	
業務実施時期：災害救助法に基づく救助を実施したとき				
3 本部事務局長は、救助実施状況を報告する	3-1 <input type="checkbox"/>	統括班長	各班がそれぞれ実施した救助事務の実施状況について、様式の作成を依頼する	様式 6-1 様式 6-2
	3-2 <input type="checkbox"/>	統括班長	様式をとりまとめ、救助にかかった費用等を県に報告する	

災害救助法の適用基準
<ul style="list-style-type: none"> ・市域内の住家滅失世帯が 100 世帯以上に達したとき ・県下の住家滅失世帯数が、1,500 世帯以上であって、市域内の住家滅失世帯数が 50 世帯以上に達したとき ・県下の住家滅失世帯数が 7,000 世帯以上であること、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ市域内の住家滅失世帯が多数であるとき ・多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき
災害救助法適用申請時の報告内容
<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の日時及び場所 ・災害の原因及び被害の状況、災害の規模、二次災害のおそれ ・適用を要請する理由 ・適用を必要とする期間 ・既にとった救助措置及び取ろうとする救助措置 ・その他必要な事項
災害救助法適用要請の特例
災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置について知事の指示を受けなければならない

<p>救助の種類</p> <p>(1) 避難所の設置 (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 (3) 災害にかかった者の救出 (4) 埋葬 (5) 遺体の捜索及び処置 (6) 応急仮設住宅の給与 (7) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 (8) 医療及び助産 (9) 災害にかかった住宅の応急修理 (10) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 (11) 学用品の給与 (12) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p>
<p>災害救助法の適用基準に達しないとき</p> <p>市域で、災害救助法の適用基準に達しないが、県の「小災害に対する救助内規」における小災害の範囲に達する場合、同内規に基づき知事が応急救助を実施する。</p> <p>(1) 小災害に対する救助内規の適用基準 市内で住家の滅失（全壊、全焼、流失、埋没）世帯※が 33 世帯以上に達した時。 ※住家滅失世帯数の算定は、災害救助法の適用基準に準じる。</p> <p>(2) 適用手続 被害が適用基準に該当した場合、市長は直ちにその旨を知事に報告するとともに、内規の適用を申請する。</p> <p>(3) 救助の程度 奈良県災害救助法施行細則第 2 条別表第 1 の 3 に準拠した被服、寝具等の給与を実施する。</p> <p>(4) 救助実施状況の報告等 市は、物資を受領した時、県に受領書を提出するとともに、救助の実施を完了した時は、救助実施報告書及び救助物資配分表を提出する。</p>

第4章 生活を守るための対策

第1節 避難生活支援

1 避難所の開設・運営・閉鎖

業務		実施内容		参照	
業務実施時期：避難勧告等を行ったとき、市民の自主避難が予想されるときなど					
1	教育部長は、避難所を開設する	1-1 <input type="checkbox"/>	避難所・学校班長 避難所・社会教育班長	開設する避難所に職員を1名派遣し、施設管理者と連絡調整する	資料集 2-1-2
		1-2 <input type="checkbox"/>	避難所・学校班長 避難所・社会教育班長	施設の安全確認を行い、使用可否を判断し、情報収集整理班へ報告する	
		1-3 <input type="checkbox"/>	避難所・学校班長 避難所・社会教育班長	避難者受入れスペースや立入禁止区域等を確認する	
		1-4 <input type="checkbox"/>	避難所・学校班長 避難所・社会教育班長	避難所の管理、運営に必要な物資を確保し、避難所を開設する	関連計画集Ⅲ
		1-5 <input type="checkbox"/>	避難所・学校班長 避難所・社会教育班長	避難者を受入れ、避難者名簿を作成する	様式集 7-2
業務実施時期：避難所が開設されたとき					
2	教育部長は、避難所を運営する	2-1 <input type="checkbox"/>	避難所・学校班長 避難所・社会教育班長	市民の避難所運営スタッフを確保し、避難所運営委員会を立ち上げるなど、避難所運営体制を確立する	
		2-2 <input type="checkbox"/>	避難所・学校班長 避難所・社会教育班長	規定の避難所運営ルールを避難者に周知するとともに、市民の避難所運営スタッフが自主的に活動できるよう必要な支援を行う	
		2-3 <input type="checkbox"/>	避難所・学校班長 避難所・社会教育班長	開設した各避難所より、避難者の数、支援のニーズ、必要物資等の情報を定期的にとりまとめ、情報収集整理班に報告する	様式集 7-3
		2-4 <input type="checkbox"/>	避難所・学校班長 避難所・社会教育班長	避難者の健康維持に努め、必要に応じて、医療防疫班に支援要請を行う	
業務実施時期：ライフラインが回復し、避難者が少人数になったとき					
3	教育部長は、避難所を閉鎖する	3-1 <input type="checkbox"/>	避難所・学校班長 避難所・社会教育班長	隣接避難所の統合を実施するほか、残留避難者の受入れ先の調整を統括班に依頼する	
		3-2 <input type="checkbox"/>	避難所・学校班長 避難所・社会教育班長	市民の運営スタッフと協力し、後片付けを行い、施設の原状を回復する	
		3-3 <input type="checkbox"/>	避難所・学校班長 避難所・社会教育班長	避難所運営に関する記録等を取りまとめ、情報収集整理班に報告する	様式集 7-4

2 福祉避難所の開設・運営・閉鎖

業務	実施内容		参照	
業務実施時期：避難所では生活が困難な避難者があり、本部長が福祉避難所の設置を必要と判断したとき				
1 医療福祉部長は、福祉避難所を開設する	1-1 <input type="checkbox"/>	福祉班長	社会福祉施設等の施設管理者と連絡調整を行い、福祉避難所としての使用可否を確認する (市内の施設では受入れ困難なときは他の都市への応援要請を検討する)	資料集 2-1-2
	1-2 <input type="checkbox"/>	福祉班長	開設する福祉避難所に職員を派遣し、避難者受入れスペースや立入禁止区域等を確認する	
	1-3 <input type="checkbox"/>	福祉班長	福祉避難所の管理、運営に必要な人材、物資を確保し、福祉避難所を開設する	
	1-4 <input type="checkbox"/>	福祉班長	避難所から福祉避難所へ避難対象者を移送する	
	1-5 <input type="checkbox"/>	医療防疫班長	人工透析を要する者、在宅酸素療法を要する者等、一定の医療行為を必要とする場合は、市立病院等の医療機関に移送する	
	1-6 <input type="checkbox"/>	福祉班長	避難者を受入れ、避難者名簿を作成する	様式集 4-1
業務実施時期：福祉避難所が開設されたとき				
2 医療福祉部長は、福祉避難所を運営する	2-1 <input type="checkbox"/>	福祉班長	各福祉避難所に職員を2名ずつ派遣する	
	2-2 <input type="checkbox"/>	福祉班長	施設管理者、福祉関係団体、ボランティアの協力を得るなど、福祉避難所運営体制を確立する	
	2-3 <input type="checkbox"/>	福祉班長	避難者の数、支援のニーズ、必要物資等の情報を定期的にとりまとめ、情報収集整理班に報告する	様式集 7-3
	2-4 <input type="checkbox"/>	福祉班長	避難者の健康維持に努め、必要に応じて、医療防疫班に支援要請を行う	
業務実施時期：ライフラインが回復し、避難者が少人数になったとき				
3 医療福祉部長は、福祉避難所を閉鎖する	3-1 <input type="checkbox"/>	福祉班長	隣接避難所の統合を実施するほか、残留避難者の受入れ先の調整を統括班に依頼する	
	3-2 <input type="checkbox"/>	福祉班長	運営スタッフと協力し、後片付けを行い、施設の原状を回復する	
	3-3 <input type="checkbox"/>	福祉班長	福祉避難所運営に関する記録等を取りまとめ、情報収集整理班に報告する	様式集 7-4

第2節 物資の供給

1 応急給水

業務		実施内容		参照	
業務実施時期：災害発生から数時間が経過し、状況により応急給水を必要と判断したとき					
1	水道部長は、応急給水体制を確立する	1-1 <input type="checkbox"/>	水道班長	職員を配備し、水道施設の被害調査を行う	
		1-2 <input type="checkbox"/>	水道班長	断水状況や道路状況等の応急給水に必要な情報を収集する	
		1-3 <input type="checkbox"/>	水道班長	情報を取りまとめ、給水方法、給水場所、給水地域の優先順位等を決定し、応急給水計画を策定する	資料集 5-1-2
		1-4 <input type="checkbox"/>	水道班長	応急給水に必要な人員及び車両の手配、給水タンク等の資機材を調達する	資料集 5-2-3
		1-5 <input type="checkbox"/>	水道班長	必要に応じて、協定に基づく応援要請を行う	資料集 3-3-1
業務実施時期：応急給水体制を確立したとき					
2	水道部長は、応急給水を実施する	2-1 <input type="checkbox"/>	水道班長	応急給水計画に基づき、給水実施時期、場所等を広報班に依頼し、広報する	
		2-2 <input type="checkbox"/>	水道班長	避難所などに簡易水槽を仮設し、給水タンク車や給水タンクによる運搬等により応急給水を実施する	
		2-3 <input type="checkbox"/>	水道班長	応急給水実施状況を情報収集整理班に報告する	

給水量の目安			
災害発生からの日数	目標水量	市民の水の運搬距離	主な給水方法
～3日まで	3リットル/人・日	おおむね 1km 以内	簡易水槽、緊急耐震貯水槽、給水タンク車
～10日	20リットル/人・日	おおむね 250m 以内	配水本管付近の仮設給水栓
～21日	100リットル/人・日	おおむね 100m 以内	配水支管上の仮設給水栓
～28日	被災前給水量	おおむね 10m 以内	仮配管からの各戸給水共用栓

2 食料、生活必需品の供給

業務		実施内容		参照	
業務実施時期：災害発生から数時間が経過し、状況により食料、生活必需品等の供給を必要と判断したとき					
1	救援衛生部長は、食料、生活必需品の供給体制を確立する	1-1 <input type="checkbox"/>	被災者救援班長	情報収集整理班がとりまとめた避難所ごとの避難者数を把握し、食料、生活必需品の必要量を算定する	
		1-2 <input type="checkbox"/>	被災者救援班長	必要に応じて、協定締結企業の被災状況を確認し、応援の可否を把握する	資料集 3-3-1
		1-3 <input type="checkbox"/>	被災者救援班長	食料、生活必需品の供給方針を決定し、供給計画を策定する	
		1-4 <input type="checkbox"/>	被災者救援班長	食料、生活必需品の供給に必要な人員、輸送車両等を確保し、供給体制を確立する	
		1-5 <input type="checkbox"/>	被災者救援班長	必要に応じて、総合公園体育館に物資輸送拠点を開設する	第2章第2節
業務実施時期：食料、生活必需品の供給体制を確立したとき					
2	救援衛生部長は、食料、生活必需品を供給する	2-1 <input type="checkbox"/>	被災者救援班長	食料、生活必需品を調達する	資料集 5-2-1
		2-2 <input type="checkbox"/>	被災者救援班長	提供を受けた食料、生活必需品の受付記録を作成し、保管する	
		2-3 <input type="checkbox"/>	被災者救援班長	提供を受けた食料、生活必需品を配分し、避難所等に搬送する	
		2-4 <input type="checkbox"/>	被災者救援班長	食料、生活必需品の供給実施状況を情報収集整理班に報告する	

調達方法

- ・ 備蓄物資を活用する
- ・ 協定締結企業等へ食料、生活必需品の供給を要請する
- ・ 広報班に救援物資に関する広域広報を依頼する
- ・ 県に食料、生活必需品の供給を要請する
- ・ その他の都市に生活必需品の供給を依頼する
- ・ 必要に応じて、市学校給食センター、生駒山麓公園ふれあいセンターにおいて、生駒市地域婦人団体連絡協議会、日本赤十字社奈良県支部生駒市地区奉仕団等に協力を求めて炊き出しを実施する

第3節 災害時要援護者支援

業務		実施内容		参照	
業務実施時期：避難勧告等を発令したとき又は災害発生直後					
1	医療福祉部長は、要援護者の安否確認を行う	1-1 <input type="checkbox"/>	福祉班長	避難支援等関係者と連携し、要援護者の安否確認体制を確保する	資料集 2-1-1 関連計画集 I
		1-2 <input type="checkbox"/>	福祉班長	災害時要援護者台帳に基づき、自治会長に依頼するなど、要援護者の安否を確認する	資料集 2-1-1
		1-3 <input type="checkbox"/>	福祉班長	要援護者の安否情報をとりまとめ、情報収集整理班に報告する	
		1-4 <input type="checkbox"/>	福祉班長	消防団や生駒警察署と連携し、安否が確認できない要援護者を捜索する	
		1-5 <input type="checkbox"/>	福祉班長	消防団や生駒警察署と連携し、危険な区域に残留する要援護者を安全な場所に誘導する	
業務実施時期：安否確認を実施したとき又は災害発生から数日が経過し、状況により必要と判断したとき					
2	医療福祉部長は、要援護者のニーズを把握する	2-1 <input type="checkbox"/>	福祉班長	市社会福祉協議会、ボランティア等と連携し、臨時相談窓口を開設し、巡回相談体制を確立する	
		2-2 <input type="checkbox"/>	福祉班長	避難所等に巡回相談チームを派遣するなど要援護者の実態調査を行う	
		2-3 <input type="checkbox"/>	福祉班長	要援護者の人的、物的支援ニーズをとりまとめる	
業務実施時期：要援護者の支援ニーズを把握したとき					
3	医療福祉部長は、要援護者の避難生活支援を行う	3-1 <input type="checkbox"/>	福祉班長	人的、物的支援ニーズにしたがい、対応方針を検討する	
		3-2 <input type="checkbox"/>	福祉班長	対応方針にしたがい、要援護者の避難生活上必要となる人材を確保する	
		3-3 <input type="checkbox"/>	福祉班長	対応方針にしたがい、被災者救援班に依頼して、要援護者の避難生活上必要となる物資を確保する	
		3-4 <input type="checkbox"/>	福祉班長 医療防疫班	必要に応じて、健康相談やメンタルケア等の巡回医療、社会福祉施設への一時的入居措置、応急仮設住宅や公営住宅の優先入居措置等に努める	

第5節 防疫、保健衛生

1 防疫活動

業務		実施内容			参照
業務実施時期：郡山保健所より指導、指示があったとき					
1	医療福祉部長は、防疫活動体制を確立する	1-1 <input type="checkbox"/>	医療防疫 班長	防疫を必要とする地域を把握し、人数、薬剤等の必要量を算出する	
		1-2 <input type="checkbox"/>	医療防疫 班長	人数、薬剤等の必要量に応じた防疫班を編成する	
		1-3 <input type="checkbox"/>	医療防疫 班長	消毒方法、消毒薬等の配布方法、配布場所、消毒地域の優先順位等を決定する	
		1-4 <input type="checkbox"/>	医療防疫 班長	防疫活動に必要な人員及び車両の手配、防疫用資機材等を調達する	
業務実施時期：防疫活動体制を確立したとき					
2	医療福祉部長は、防疫活動を実施する	2-1 <input type="checkbox"/>	医療防疫 班長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び災害防疫実施要綱に基づき、防疫活動を実施する	
		2-2 <input type="checkbox"/>	医療防疫 班長	自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、県等への応援要請を統括班に依頼する	
		2-3 <input type="checkbox"/>	医療防疫 班長	防疫活動記録を作成し、情報収集整理班に報告する	様式集 8-1

防疫活動

①消毒活動

- ・感染症が発生するおそれがある地区を重点的に消毒するとともに、ねずみ族、昆虫等の駆除を行う
- ・被災地域等において感染症が発生し、又は無症状病原体保有者が発見されたときは、郡山保健所と連携し速やかに患者の住居及びその周辺の消毒を行う（患者等の人権に配慮する）

②防疫指導

- ・避難所内の防疫指導を行い、感染症の早期発見及び給食施設等の衛生管理並びに衛生的觀念の普及徹底を図る
- ・パンフレット等の配布、報道機関等を通じ、衛生教育及び広報活動を行い、感染症の予防等に関する注意事項を周知する
- ・防疫に必要な薬品（消毒薬剤、害虫駆除薬剤等）を調達し、消毒薬を配布するとともに、手指の消毒の励行等の感染症の予防に関する衛生指導を行う

③臨時予防接種

- ・予防接種の種類、対象者、期日又は期間を指定して、郡山保健所、市医師会等の協力を得て、予防接種を実施する

2 被災者の健康維持活動

業務		実施内容		参照	
業務実施時期：災害発生から数日が経過し、避難生活の長期化が予想されるとき					
1	医療福祉部長は、保健・衛生活動体制を確立する	1-1 <input type="checkbox"/>	医療防疫 班長	避難所、社会福祉施設等における被災者の健康状態に関する情報を収集する	
		1-2 <input type="checkbox"/>	医療防疫 班長	郡山保健所、ボランティア（保健師、栄養士）、DPAT等に依頼して、必要に応じた活動班を編成する	
		1-3 <input type="checkbox"/>	医療防疫 班長	巡回方法、巡回場所、巡回地域の優先順位等を決定する	
		1-4 <input type="checkbox"/>	医療防疫 班長	巡回相談等に必要な人員及び車両の手配、資機材等を調達する	
業務実施時期：保健・衛生活動体制が確立されたとき					
2	医療福祉部長は、保健・衛生活動を実施する	2-1 <input type="checkbox"/>	医療防疫 班長	郡山保健所、市医師会、ボランティア（保健師、栄養士）、DPAT等に依頼して、保健・衛生活動を実施する	
		2-2 <input type="checkbox"/>	医療防疫 班長	自らの保健・衛生活動が十分ではないと認められるときは、県等への応援要請を統括班に依頼する	
		2-3 <input type="checkbox"/>	医療防疫 班長	保健・衛生活動記録を作成し、情報収集整理班に報告する	

保健・衛生活動

①巡回相談

- ・避難所、応急仮設住宅、社会福祉施設等において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する（女性相談員も配置するよう配慮する）
- ・避難所、応急仮設住宅、給食施設等において、被災者の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士会や在宅栄養士等の協力を得て、巡回栄養相談を実施する

②心の健康相談

- ・災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等、生活の激変による依存症等に対応するため、DPATの協力を得て、心の健康に関する相談窓口を設置する（女性相談員も配置するよう配慮する）